

重要 必ずご一読ください！！

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

◎特別徴収税額通知書をご確認ください。

☐ 既に退職した方が含まれていませんか？

→いる場合は、10頁にある「給与所得者異動届出書」を至急ご提出ください。

☐ 特別徴収に該当する全従業員の名前がありますか？

→ない場合は、14頁にある「普通徴収から特別徴収への切替届出書」をご提出ください。

お問合せ・提出先

〒415-8501 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号

下田市役所税務課

TEL：0558-22-2218

市民税係（特別徴収に関する手続、課税内容など）
収納係（納入方法、納入の相談など）

各様式は、下田市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.shimoda.shizuoka.jp>

目 次

	頁
・ 特別徴収事務取扱要領・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ～ 5
・ 市民税・県民税・森林環境税の計算のしかた・・・・・・・・	6 ～ 7
・ 退職所得に係る特別徴収の取扱要領・・・・・・・・	8
・ 取扱金融機関及び退職者等に係る一括徴収について・・・	9
・ 給与所得者異動届出書・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ～ 13
・ 普通徴収から特別徴収への切替届出書・・・・・・・・	14 ～ 15
・ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書・・・・・・	16
・ 特別徴収税額差引簿・・・・・・・・・・・・・・・・	17

特別徴収事務取扱要領

市民税・県民税の特別徴収事務につきましては、特別徴収義務者及びご担当者様のご協力によりまして、本制度運営に多大な成果を収め、当市の発展にご尽力いただいておりますことを深く感謝しております。

令和7年度につきましては、別紙のとおり貴事業所を市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定いたしました。下記事項にご留意の上、徴収事務につきましてよろしくお願い申し上げます。

記

1 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

(ア) 「特別徴収」とは、従業員が1年間に納入しなければならない市民税・県民税・森林環境税を12分の1に分け、給与支払者(事業者)が毎月(6月から翌年5月まで)の給与から差し引いて、その月分を翌月の納期限までに納入いただく制度です。

(イ) 所得税法第183条の規定により所得税の源泉徴収義務がある給与支払者は、原則として、すべて特別徴収義務者として市民税・県民税・森林環境税を特別徴収することが義務付けられています。

2 特別徴収税額の決定通知書について

(ア) 特別徴収義務者用

各従業員から月々に徴収する税額及び事業所全体の月々の税額を記載しています。

既に退職されている方や漏れている方がいる場合は、別添「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」又は「普通徴収から特別徴収への切替届出書」に必要事項を記入の上、速やかにご提出ください。

(イ) 納税義務者用

納税義務者である従業員に市民税・県民税・森林環境税の特別徴収額を通知するものです。必ず対象者ご本人にお渡しください。

3 特別徴収税額の納入

（ア）毎月の徴収額

「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」に納税義務者の特別徴収税額が記載されています。6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与支払時に月割税額を徴収してください。徴収した月額税額は、納入書又は地方税共通納税システムで納入してください。

（イ）納入書を使用した納入方法

上記により徴収した税額は、翌月の納期限までに別添の「市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書」で納入していただくか、9頁に記載の下田市一般会計口座へお振込みください。納入書については、月ごとに金額等が印字されていますので、退職などにより金額に変更があった場合は、「納入金額（１）」を二重線で訂正し、「納入金額（２）の給与分（一括徴収を含む）」欄に正しい金額を記入してください。（13枚綴りのうち、後ろ1枚は予備です。）

※納入書は総括表（給与支払報告書）提出時、納入書の送付を「必要」と○をした事業所にお送りいたします。

（ウ）納入場所

静岡銀行、スルガ銀行、静岡中央銀行、三島信用金庫、静岡県労働金庫、富士伊豆農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会（静岡県内のみ）、ゆうちょ銀行 又は 郵便局、下田市役所税務課（7番窓口）

(エ) 地方税共通納税システムによる納入

地方税共通納税システムは、地方税共同機構が管理運営する地方税ポータルサイト「eLTAX」の機能の一つです。自宅や職場のパソコンを使って複数の地方公共団体に対し、一括して納付が可能です。また、地方税共通納税システムを使用いただくと指定金融機関及び収納代理金融機関以外の金融機関からも納税できます。利用開始にあたっての手续や納入方法の詳細については、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご確認ください。

4 退職、休職及び転勤による異動があった場合

(ア) 従業員が退職、休職、転勤等により異動があった場合には、別添「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入の上、異動月の翌月10日までに必ずご提出ください。異動届の提出が遅れると、退職者、休職者及び転勤者分の税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、税額変更処理が遅れることにより残りの納期の数が少なくなるため、一度に多額の市民税・県民税・森林環境税の納付義務が生じる恐れがありますので、厳守願います。（記入方法は、11頁～13頁参照）

(イ) 異動があった従業員に対し、連絡事項が生じる場合がありますので異動後の住所を現住所欄にご記入ください。
従業員が転勤先で特別徴収の継続を希望されるときは、新しい特別徴収義務者を通じて速やかに提出してください。

5 退職、休職等をした場合の納税者の徴収方法について

(ア) 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなり個人に請求されますが、従業員の利便と納税の円滑化を考慮し、従業員の申出又は承諾を得て、退職時に支払う給与又は退職手当等から一括徴収していただきますようお願いいたします。

(イ) 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項の規定により、特別徴収のできなくなる税額は、本人の申出がなくても退職時に支払う給与、退職手当等から一括徴収して納入していただくことが義務付けられています。

6 入社等により普通徴収から特別徴収に切り替える場合

14頁の「普通徴収から特別徴収への切替届出書」をご提出ください。なお、納期限を過ぎた普通徴収分を特別徴収に切り替えることはできませんので、納期限が過ぎているものについては必ず本人が納めるようお伝えください。

7 特別徴収税額の変更

従業員の期限後申告や扶養否認などの理由により、通知済みの特別徴収税額に変更が生じた場合には、当市から「特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますので、変更された月割額に修正し、徴収してください。

8 月割額を滞納された場合

特別徴収義務者が税額を翌月の10日までに完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、その税額に対し14.6%（納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は、原則として年7.3%）の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して納入することになります。ただし、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。

また、督促を受けたときは、督促手数料が加算されます。そして、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないと滞納処分を受けることになります。

9 マイナンバーの取り扱いについて

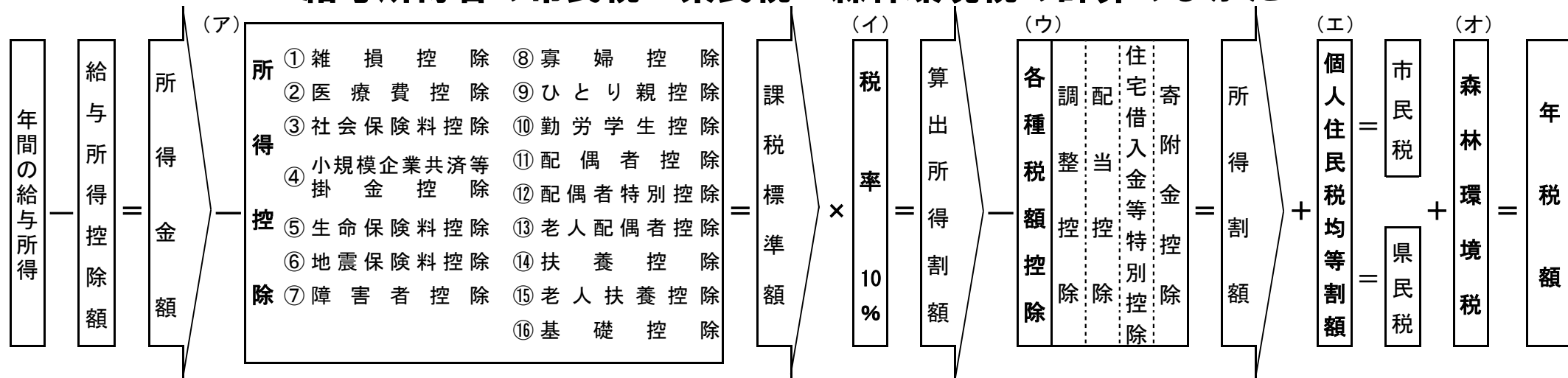
（ア）特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の個人番号記載の一部見直しについて

番号法第19条第1号の規定に基づき、平成29年度から市県民税特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）へ個人番号の記載がされていましたが、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年総務省令第83号）により、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を書面により送付する場合には、当面個人番号の記載を行わないこととなりました。

（イ）個人番号の利用目的

市区町村から特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があつたとしても、それ以外の事務に使用することはできません。

給与所得者の市民税・県民税・森林環境税の計算のしかた



(ア) 所得控除

① 雑損控除	(災害等による損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額)×10% 又は (災害関連支出金額－5万円) のいずれか高い金額
② 医療費控除	(支払った医療費の額－保険金等による補てん額)－(10万円 又は 総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 (限度額8万8千円)
③ 社会保険料控除	健康保険・介護保険・公的年金・共済組合等の掛金
④ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金等
⑤ 生命保険料控除	支払った保険料の合計額により別途計算 新契約 (限度額は一般分・介護医療分・個人年金分それぞれ28,000円で最高70,000円まで) 旧契約 (限度額は一般分・個人年金分それぞれ35,000円で最高70,000円まで)
⑥ 地震保険料控除	支払った保険料の合計額により別途計算 (限度額は地震分25,000円と旧長期分10,000円で最高25,000円まで)
⑦ 障害者控除	普通障害者 260,000円 ・ 特別障害者 300,000円 ・ 同居特別障害者 530,000円
⑧ 寡婦控除	260,000円
⑨ ひとり親控除	300,000円
⑩ 勤労学生控除	260,000円
⑪ 配偶者控除	330,000円 (限度額)
⑫ 配偶者特別控除	330,000円 (限度額)
⑬ 老人配偶者控除	380,000円 (限度額)
⑭ 扶養控除	扶養親族1人につき (一般 330,000円 特定 450,000円)
⑮ 老人扶養控除	老人扶養親族1人につき (同居老親等 450,000円 その他老人 380,000円)
⑯ 基礎控除	すべての人に対して一律 430,000円

(イ) 税 率

市民税	一律	6 %
県民税	一律	4 %

(ウ) 各種税額控除（主なもの）

調 整 控 除

税源移譲により、所得税と住民税の税率が入れ替わりました。しかし、所得税と住民税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があり、住民税の税率を引き上げ、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまいます。そこで、個々の人的控除の適用状況に応じて住民税を減額するのが調整控除です。下記のとおり、課税所得金額によって計算方法が異なります。

【課税標準額200万円以下】

①と②のいずれか小さい額の5 %

【課税標準額200万円超】

①から③を引いた差の5 %
（ただし、この差が5万円未満の場合は2,500円を控除する。）

①人的控除の差の合計

②課税標準額

③課税標準額から200万円を差し引いた額

住民税（市民税・県民税）と所得税の主な人的控除の差

控 除 の 種 類			金 額	控 除 の 種 類			金 額			
基 礎 控 除			5万円	納 税 者 本 人 の 所 得 金 額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
障 害 者 除 税	普 通		1万円	配 偶 者 除 税	一 般 老 人	5万円		4万円	2万円	
	特 別		10万円			10万円	6万円	3万円		
	同 居 特 別		22万円			48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円	
寡 婦 控 除			1万円	配 偶 者 特 別 控 除	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円		
ひ と り 親 除 税	父		1万円			扶 養 除 税	一 般 特 定	5万円	老 人	10万円
	母		5万円					18万円	同 老 親 居 等	13万円
勤 労 学 生 控 除			1万円							

住宅借入金等特別税額控除

所得税で住宅借入金控除の適用を受けている、平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年12月までの入居者で、なおかつ所得税から控除しきれなかった住宅借入金控除可能額がある場合は、住民税からも控除されます。なお、この控除については、平成22年度から年末調整や確定申告をされると市役所への申告は不要になりました。（※平成19年から20年までに入居された方は、所得税で控除期間を15年間に延長する特例選択が設けられているため、住民税からの控除は対象外となります。）

寄 附 金 税 額 控 除

課税総所得金額から人的控除差額を控除した金額	割 合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職金額を有する場合）	地方税法に定める割合

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金 が2千円を超える場合は、その超える金額に、左表の区分に応じて、割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

(エ) 個 人 住 民 税 均 等 割 額

市 民 税 3, 0 0 0 円 県 民 税 1, 4 0 0 円

静岡県では、令和7年度まで、森林（もり）づくり県民税（400円）が均等割額に加算されます。

(オ) 森 林 環 境 税 国 税 1, 0 0 0 円

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。1人年税額1,000円を市区町村が賦課徴収することになります。その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲渡されるしくみになっています。

退職所得に係る特別徴収の取扱要領

退職所得に係る個人の市民税・県民税は、他の所得と区分して所得税の場合と同様に退職手当等の支払い者がその支払う退職手当等の額に応じて税額を計算し、支払金額からその税額を天引きして、退職者の退職した年の1月1日現在における住所の所在する市区町村に納めていただきます。

1 納入期限

特別徴収義務者は、退職手当等の支払いをするとき、その税額を徴収して翌月の10日までに納入してください。

2 納入書及び納入申告書の記入について

納入書については、給与所得に係る特別徴収の納入書の納入金額（2）の退職所得分に市県民税額を記入してください。納入申告書については、納入書裏面に印刷してありますので、所要事項を必ず記入してください。（申告書は独自の様式で提出可能）

なお、特別徴収義務者が個人事業主の場合、この納入申告書に加えて別途申告書が必要となりますので、市役所へご請求ください。

3 税額の計算

$$\frac{(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額})}{2} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税率（6\%）} \\ \hline \text{県民税率（4\%）} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{特別徴収すべき市民税額} \\ \hline \text{特別徴収すべき県民税額} \\ \hline \end{array}$$

※1000円未満の金額を切り捨てる

※それぞれ100円未満の端数を切り捨てて合計する
（特別徴収すべき税額は100円単位）

※ 死亡退職等特殊事情の詳細につきましては、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」をご参照ください。
（同封しておりませんので、市役所へご請求ください。）

◎退職所得控除の計算

勤続年数が20年以下の場合・・・40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）
勤続年数が20年を超える場合・・・800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

取扱金融機関について（納入場所）

1 下田市一般会計口座

指定金融機関	スルガギンコウ スルガ銀行（0150）
総括店舗	シモダシテン 下田支店（691）
種別	普通
口座番号	1306461
口座名義人	シモダシカイケイカンリシャ 下田市会計管理者

2 収納代理金融機関

静岡銀行	三島信用金庫
スルガ銀行	静岡県労働金庫
静岡中央銀行	富士伊豆農業協同組合
東日本信用漁業協同組合連合会 （静岡県内のみ）	
ゆうちょ銀行・郵便局（静岡・愛知・三重・岐阜県のみ）	

3 指定ゆうちょ銀行・郵便局

（取りまとめ店 ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター）

※共通納税につきましては、詳しくはeLTAXホームページで
ご確認ください。（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）

退職者等にかかる一括徴収について

地方税法第321条の5の2の規定により、翌年1月1日以降の退職者の残税額は、本人の申出がなくても退職時に支払う給与、退職手当等から一括徴収して納入いただくことが義務付けられています。

また、12月31日までに退職された方についても、普通徴収の納期が6月・8月・10月・翌年1月の年4回しかありませんので、退職後の本人の担税力を考慮していただき、一括徴収にご協力くださいますようお願いいたします。